

令和2年

大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

令和2年7月7日 開会

令和2年7月7日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和2年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

目 次

第1日（令和2年7月7日）（火）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	2
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 議席の指定について	3
○日程第2 会議録署名議員の指名について	4
○日程第3 会期決定について	4
○日程第4 議会議案第1号上程	4
○日程第5 議長の選挙について	5
○日程第6 議席の変更及び指定について	7
○日程第7 副議長の選挙について	7
○日程第8 議案第5号上程	8
理事者説明	9
○日程第9 議案第6号上程	9
理事者説明	10
質疑	10
採決	13
○日程第10 議案第7号上程	13
理事者説明	13
採決	14
○日程第11 議案第8号上程	14
理事者説明	14
質疑	15
採決	19
○閉会	20

令和2年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会（第1日）

令和2年7月7日（火）

○ 議 事 日 程

第1			議席の指定について
第2			会議録署名議員の指名について
第3			会期決定について
第4	議会議案	第1号	議長の辞職許可について
第5	選挙	第1号	議長の選挙について
第6			議席の変更及び指定について
第7	選挙	第2号	副議長の選挙について
第8	議案	第5号	大東四條畷消防組合監査委員の選任について
第9	議案	第6号	財産の取得について
第10	議案	第7号	大東四條畷消防組合議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例に ついて
第11	議案	第8号	大東四條畷消防組合職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1から第11まで

○議員定数9名

出席議員8名

1番 児玉 亮

4番 小南 市雄

8番 渡辺 裕

2番 天野 一之

5番 大矢 克巳

9番 水落 康一郎

3番 大東 真司

6番 土井 一慶

欠席議員1名

7番 島 弘一

○説明者

管理者

東坂 浩一

四條畷消防署長

西岡 栄治

副管理者

東 修平

次長兼

会計管理者

山鬼 太

大東消防署消防課参事

前田 長昭

消防長

牧野 功

次長兼警防課長

木村 真敏

消防次長

瀧田 昭彦

総務課長

堤 悟士

大東消防署長

田中 伸和

予防課長

横田 博

○職務のために出席した者

総務課課長補佐	浅川 憲一	予防課課長補佐	片山 和広	警防課課長補佐	加藤 久夫
総務課課長補佐	古川 智広	予防課課長補佐	井藤 健	警防課課長補佐	村上 晃三

○事務局

総務課上席主査	春日 直樹	総務課上席主査	藤川 俊輔	総務課主査	野村 達也
---------	-------	---------	-------	-------	-------

○本会議の会議事件

- ・大東四條畷消防組合監査委員の選任について
- ・財産の取得について
- ・大東四條畷消防組議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【開会 13時35分】

(小南臨時議長) これより、令和2年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。
開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回臨時会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(小南臨時議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和2年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、人事案件1件、財産の取得に伴う承認1件、条例の一部改正2件の合計4件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

(小南臨時議長) 本日は、8名の出席をいただいております。議会は成立いたします。この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと思います。

次に、事務局より諸般の報告をお願いします。

(春日総務課上席主査) ご報告をさせていただきます。

大東市議会より選出されておりました大東議員、寺坂議員、天野議員、水落議員の任期満了及び澤田議員の離職に伴い、大東市議会において当組合議会議員の選出選挙が行われましたところ、児玉議員、天野議員、大東議員、小南議員、水落議員が新たに選出されておられますのでご報告いたします。

以上でございます。

【日程第1 議席の指定について】

(小南臨時議長) これより、議事に入ります。

日程第1 議席指定の件を議題といたします。

議席指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席につきましては、ただいまご着席のとおりとさせていただきます、私、小南は4番といたします。

【日程第2 会議録署名議員の指名について】

(小南臨時議長) 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号1番 児玉議員、8番 渡辺議員を指名いたします。

【日程第3 会期決定について】

(小南臨時議長) 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第4 議長の辞職許可について】

(小南臨時議長) 次に、日程第4、議会議案第1号 議長の辞職許可についての件を議題といたします。

事務局より辞職願を朗読いたします。

(春日総務課上席主査) 辞職願

私はこの度、一身上の都合により消防組合議会議長の職を辞したいので許可下さるようお願いいたします。令和2年7月7日、大東四條啜消防組合議会議員、島弘一、大東四條啜消防組合議会臨時議長、小南市雄様

以上です。

(小南臨時議長) お諮りいたします。

島議長の議長辞職を許可することにご異議はございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって島議長の議長辞職は許可されました。

ただいま議長を辞職されました島議員におかれましては、本日ご欠席されておられますが、議会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

島議員は、議長としてその職務に精励され、消防行政の推進のため大きく貢献されました。ここに深甚なる敬意を表します。どうもありがとうございました。

【日程第5 議長の選挙について】

(小南臨時議長) 日程第5 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は8名です。投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

【「なし」の声あり】

配布漏れなしと認めます。

(投票箱設置)

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局が氏名を読み上げますので、点呼の順番により投票願います。

投票順は議席番号順とし、私、小南を最終とします。

点呼を命じます。

(春日総務課上席主査) それでは、議席番号順で点呼をとらせていただきます。

1番 児玉議員、2番 天野議員、3番 大束議員、5番 水落議員、6番 大矢議員、7番 土井議員、8番 渡辺議員、4番 小南議員 以上でございます。

(投票終了)

(小南臨時議長) 投票漏れはありますか。

【「なし」の声あり】

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、2番天野議員、6番土井議員を指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票8票、

無効投票0票

有効投票中、水落議員8票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

よって、議長に当選されましたのは水落議員です。

只今議長に当選されました水落議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項により告知致します。

この際水落議員にご挨拶を受けることといたします。

(水落議員) ただ今、皆様方のご推挙を賜り議長に当選いたしましたことは、身に余る光栄でございます。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

今後、議会運営につきましては、大東市、四條畷市の消防行政の推進に懸命の努力を傾注し、この大役を果たしたく存じますので、議員各位並びに管理者はじめ理事者の皆様方におかれましては、どうか温かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

簡単措辞ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(小南臨時議長) 以上で私の職務は終わりとさせて頂き議長の職を交代致します。
ご協力ありがとうございました暫時休憩いたします。

【休憩 13時48分】

【再開 13時49分】

【日程第6 議席の変更及び指定について】

(水落議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6 議席の変更及び指定の件を議題といたします。議席の変更及び指定は、会議規則第3条の規定により行います。

変更後の議席と氏名を事務局より朗読させます。

(春日総務課上席主査) 1番 児玉議員、2番 天野議員、3番 大束議員、4番 小南議員、5番 大矢議員、6番 土井議員、7番 島議員、8番 渡辺議員、9番 水落議員。以上でございます。

(水落議長) お諮りいたします。

ただいま、事務局が朗読したとおり、議席を変更することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議席につきましては、ただいま朗読のとおりとさせていただきます。

暫時休憩いたします。

【休憩 13時49分】

【再開 13時50分】

【日程第7 選挙第2号 副議長の選挙について】

(水落議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7 選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に大矢議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました大矢議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大矢議員が副議長に当選いたしました。当選いたしました大矢議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

この際、大矢議員にご挨拶を受けることといたします。

(大矢議員) ただ今、皆様方のご推挙を賜り副議長に選任いただきましたことは、身に余る光栄でございます。この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

今後、議会運営につきましては、皆様方のご指導を得まして、議長のよき補佐役としてこの大役を果たしたく存じますので、どうか温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。簡単措辞ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

【日程第8 大東四條畷消防組合監査委員の選任について】

(水落議長) 次に、日程第8 議案第5号「大東四條畷消防組合監査委員の選任について」の件を議題といたします。

児玉議員には、地方自治法第117条の規定により、ご退場のほどお願いいたします。

(1番・児玉議員退場)

(水落議長) 理事者に説明を求めます。

(東坂管理者) 議長

(水落議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 議案第5号 大東四條畷消防組合監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、種々検討した結果、児玉議員が最も適任と思料されますので、地方自治法第196条第1項の規定により、その選任につきまして議会に同意をを求めるものでございます。

以上でございます。何卒、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

(水落議長) これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。お諮りいたします。

本件を原案のとおり、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。

退場願っております児玉議員の入場をお願いいたします。

【1番・児玉議員復席】

(水落議長) 児玉議員に申し上げます。

本件について、ただいまの審議の結果、原案に同意することに決しました。

これより児玉議員に、ご挨拶を受けることといたします。

(児玉議員) ただいま議員各位のご同意を賜り、議会選出の監査委員に選任いただきましたことは、この上なく光栄に存ずるところであり、その責任の重大さを痛感いたしております。

この上は、皆様方のご指導と私の議会経験などを十分に生かしながら、消防組合の行財政の適正かつ公正な遂行に努めてまいり所存であります。

どうか、組合議員各位並びに理事者各位のなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

【日程第9 財産の取得について】

(水落議長) 次に、日程第9 議案第6号 財産の取得について、理事者の説明を求めます。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 議案第6号 財産の取得について、ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

本件は、消防車両更新計画に基づく、高規格救急自動車の購入によるものであり、購入予定価格が2,000万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げます。

契約の方法としまして、5社による指名競争入札を実施しました結果、大阪トヨペット株式会社法人営業部が2千61万4千円で落札したものでございます。

購入物品、契約金額、企業の経営規模等の概要につきましては、お手元に別途配布しております議案説明資料1ページのとおりでございます。

物品購入契約は、現在仮契約中でありまして、本会議の議決を賜りました後、本契約を締結し、購入の予定でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(水落議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(渡辺議員) 議長

(水落議長) 8番 渡辺議員

(渡辺議員) では議案第6号財産の取得について質問させていただきます。

先ほど木村次長兼警防課長の方から、この議案についての簡単な説明がありました。

その中で、今回の入札に関し、指名競争入札ということですので、この組合以外の近隣他市においても指名競争入札をしてるのかという点が一点。

次に、指名業者数が5社ということでしたが、これも大阪府下において5社程度なのかもしくはそれより多いところが少なかったり、多かたりするところがあるのかを教えてください。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) ご質問に対しましてお答えさせていただきます。

近隣の消防の状況でございますが、具体的には聴取しておりません。申し訳ございません。

ただですね、近隣の消防でも多くの消防が指名競争入札をしておることは聞いております。
以上でございます。

(渡辺議員) 議長

(水落議長) 8番 渡辺議員

(渡辺議員) では次に、これまでの契約金額についてお尋ねいたします。

今回は2千万円以上になったということで議決事項になったという認識をしておりますが、これまでの契約金額がどれくらいで推移しているのかを教えてください。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) お答えさせていただきます。

今回の車両が2,000万円を超えた理由といたしまして、平成29年から令和元年の過去3年の高規格救急自動車の落札価格は、1960万円台を推移しており、消費税額を10%で換算いたしますと、いずれの年も2,000万円を超えております。

それに加えまして、今年度の車両には衝突回避支援装置等の安全機能が追加され、価格が上昇したものでございます。

以上でございます。

(渡辺議員) 議長

(水落議長) 8番 渡辺議員

(渡辺議員) はい、消費税というよりは、安全機能が付いた分値上がりした。その分、過去よりも上がったということだと思います。

この財産の高規格救急自動車について関連すると思うんですけども、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子物粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、いわゆる自動車NOx・PM法があります。

これに関してはディーゼル車の耐用年数に影響を及ぼすものなのかなと認識しておりますが、そのような考えでよろしいでしょうか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) 質問にお答えさせていただきます。

渡辺議員の仰るとおり、ディーゼル車に該当するものでございまして、ガソリン車には該当しないということでございます。

以上でございます。

(渡辺議員) 議長

(水落議長) 8番 渡辺議員ちょっとよろしいですか。

暫時休憩致します。

【休憩 14時03分】

【再開 14時04分】

(渡辺議員) 議長

(水落議長) 8番 渡辺議員

(渡辺議員) ちょっと質問回数把握しておりませんでした。申し訳ありません。

NOx・PM法の改正によって平成23年3月からは総量削減基本方針の変更というものがされていると思います。これに影響があるとすれば今回の高規格救急自動車において、耐用年数の問題かなと思っております。この高規格救急自動車の耐用年数は6年で、予備車運用が2年ということで8年を経過した後に、廃車するというような説明を事前に受けました。

本来は質問の中で聞いたかったんですけども、大阪府下の他市の他消防本部等の状況を聞きますと、使用年数が8年でやってるところが多いようですが、他の所では9年、10年で運用してるところもあると聞いております。

また予備車としての運用が2年という説明を受けましたが、この2年というのも四條畷の時代なんかは2年どころかもっと長期の年数を予備車として運用していたと聞きます。ただし、この救急車の予備車は、比較的にただただ予備として置いているというよりかは、出動回数も多いということなので、そこまで長く運用していくのも多少問題があるかなということで、今回の2年という説明は一定は理解します。

ただし、使用年数であったり、走行距離で何年運用するかとか、距離数に応じた使用制限を設けてるってところを聞いてますので、やはり大東四條畷消防本部においては、特に大阪府下、似たような状況の他市との比較は、当然すべきだと思います。

というのも、この高規格救急自動車の他市の状況を聞いた時に、あまり情報として出したいくないというようなお答えを事前に受けました。

しかし、やはり何か前進させる上に置いて、他市と比較して本当に自分たちの運用年数が正しい

のか。

また、より良い運用の仕方があるのかどうかという視点は持っていただくべきかなと思っております。

絶対的な視点から相対的な視点に変える必要性が、必要性を感じ、そう実行することこそがより良い改善に繋がるかなと思いますので、よろしくお願い致します。

以上です。

(水落議長) 答弁はもうよろしいですね。他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

【日程第10 大東四條畷消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について】

(水落議長) 次に、日程第10 議案第7号 大東四條畷消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第7号 大東四條畷消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の3ページから4ページをご覧ください。また、議案説明資料は2ページをご覧ください。

本案は、令和2年4月1日から導入した会計年度任用職員のうち、給料を支給されるフルタイム

勤務の職員が、公務上又は通勤中に事故等に遭った場合の補償を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(水落議長) これより質疑に入ります。質疑はございますか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第7号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

【日程第11 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について】

(水落議長) 次に、日程第11 議案第8号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第8号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の5ページから6ページをご覧ください。また、議案説明資料は3ページをご覧ください。

本案は、全国で新型コロナウイルス感染症が急速に拡大したことから、人事院規則で定める特殊

勤務手当のうち防疫等作業手当の特例が改正され、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業が特例として支給対象とされたため、所要の改正を行うものでございます。

職員が対象業務に従事した場合に、業務1日につき3,000円を通常の救急出場手当等に加算して支給いたします。

施行日につきましては、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(水落議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(大東議員) 議長

(水落議長) 3番 大東議員

(大東議員) この件につきましては、国の医療従事者、また介護従事者に関する支援金、給付金という形のこととございまして、これ救急隊員は対象になるのは朗報でございます。

そこで、この件についてはもちろん賛成でございますけども、例えば、今現在ちょっと何点かお聞きします。関連ですけども、その隊員の安全対策っていう形で言えば、防護服などの備蓄、そしてまた数量について問題ないのかどうか。

これから第2波のまた予測もされる中で、こういった件について、しっかりとやっていってるのかどうか。

もう一つは今の接触感染のアプリというのが出ております。

国でも推奨しておりますけども、こういったものが消防のホームページでも出ております。

こういったものを、どのように推奨していくのかどうか。

これは概ね6割の国民がですね、実はこの登録しないと成り立たないっていうことがあるらしいんですけど、こういったものについて、積極的に推奨していくのかどうか。どのようにやっていくのか。

もう一つはコロナの中での救急搬送等の体制とかですね、その中で今、九州の人吉市、球磨川が氾濫しておりますけども、そういったコロナ禍での避難体制訓練、その中で消防としてできる基本的な動き、コロナ禍での感染症ですね、ウイルス対策としてのこういったものの大災害の対応として、基本計画や実施計画に入れていくべきじゃないか、こういう風に思うんですけど。

これについてお応え頂けますか。

(木村次長兼警防課長) 議長

(水落議長) 木村次長兼警防課長

(木村次長兼警防課長) ご質問にお答えさせていただきます。

まず、感染防止対策の物品の備蓄量でございます。まず、サージカルマスクにつきましてはここ数ヶ月の1ヶ月平均使用量が2,500枚となっております。

そしてN95マスク、こちらの方が1ヶ月の使用量が200枚となっております。感染防止着につきましては、1日平均使用量200枚となっております、備蓄量換算いたしまして、備蓄量につきましては、サージカルマスクにつきましては備蓄30,000枚で通常使用量が現在在庫数21,000枚となっております。合計で51,000枚となっております。

N95マスクにつきましては、現在約4,500枚となっております。感染防止着につきましては、約6,800枚となっております。

1ヶ月使用量を換算いたしますと、これから夏場を迎えまして使用量が大幅に上昇する可能性がございます。それを換算しますと、概ねですが、1年と約半年間は持ちこたえられるだろうと計算しておりますが、感染拡大の状況で、また変化は伴うものと思われまます。またあの今後の感染状況に関しまして、必要であれば、来年度予算計上させていただこうかと思っております。

次にアプリのココアの件でございますが、職員全員に周知をいたしまして、積極的なインストールをお願いしているところでございます。

大東議員が仰るとおり、大勢の方が入れる必要があるということで、職員の家族にもお願いをしている状況でございます。

次に、基本計画への感染防止対策の導入ということにつきまして、今回のコロナウイルス、非常に感染拡大が広まっている状況を踏まえまして、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

(大東議員) 議長

(水落議長) 3番 大東議員

(大東議員) ありがとうございます。

サージカルマスク、N95でございますけれども、こういった特殊な感染予防のマスクについては十分に備蓄をお願いしたいというの思いますし、また防護服もホームページ上に載っておりますけれどもね、しっかりとまた備蓄をして頂きたいと思っておりますので、隊員がまず安全、これを確保していただくということが条件になるかなって思ってるのでよろしく願いいたします。

後は、アプリの登録は職員のご家族もってということで、私も公共に携わる人間は全て登録して頂きたい。

まず、ここからスタートだなというふうに思っておりますので、もちろん私も登録させて頂いております。

これはあの感染者の方が、自分で登録しないといけないっていうね、そういうリスクもありますけれども、どのような形で広まっていくのか、また広めていくのかということ、このアプリを機能的に使えるかどうか。これが大事だというふうに思います。

ただ、スマホを持ってない方はどうすんねんっていう話もありますんで、こういった問題もね含

めてスマホの普及率から換算して、これが有効なるかどうか、また署内で検証をお願いしますし、職員については全員登録をお願いしたいなと思っております。

そして後、基本計画でございますけども、新たな案件ということになりますので、総合計画がないだパブリックコメントも行っていただいたところでございますけども、しっかりとまたこの明記をしていただく時期、早急にまた考えて頂きながら、新たな事案として明記をお願いしたいなと思っておりますので、この時期についても教えて頂ければなというふうに思っております

(瀧田消防次長) 議長

(水落議長) 瀧田消防次長

(瀧田消防次長) 先ほどのコロナに関する災害時の計画なんですけども、大阪府内の感染状況や職員の感染者との接触状況等、陽性職員等から、フェーズを区分しまして、現在6段階に分類し、業務継続計画っていうのを確保しております。

職員への感染防止、感染拡大を防止して、火災、救急、救助業務と消防力の安全的な継続を図る体制を現在整えております。

コロナに関しなくても、この災害時にはフェーズを持ちまして、我々消防の体制を逐一変化させて、本当の非常時には、日勤業務を縮小または停止しまして、救急、消防、救助、この業務に全力を投資していくような計画を現在持っております。

それも総合計画の方にまた反映しまして、皆さんにお知らせしたいと思っておりますのでよろしく願います。

(水落議長) ほかに質疑ございませんか

(天野議員) 議長

(水落議長) 2番 天野議員

(天野議員) はい、確認をさせてください。

まず、この条例の中身でいいますと、2月の1日から適用ということで、成立したら遡るという解釈になると思います。

対象業務のところに保健所からの移送の要請、PCR検査陽性患者さんの搬送などに携わった時にこれが適用させるということになるんですけども、今現在把握されてる中におきまして、既に2月1日以降、この対象業務に該当される件数、及びその該当される職員とかって、今どのくらいな状況になってるのかちょっとご説明をお願いいたします。

(堤総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、適用日を2月1日といたしました理由につきましては、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が施行された日でありまして、また、総務省消防庁から全国の消防機関に向けて対応方針の発出がなされた日でもありますので、この日から適用することとしたものでございます。

この適用日から現在までの対象業務に関わった救急業務日数でございますけれども、現時点までで6日でございます。

それぞれの6日に隊員が3名ずつ従事しておりますので、延べ18名この手当の額にして540000円分の手当支給の計上がされているところでございます。

以上です。

(天野議員) 議長

(水落議長) 2番 天野議員

(天野議員) すいません、コロナ対策での、隊員さんの安全対策というのを前回の定例会の中でもちょっと取り上げさせていただきましたけれども、今後まだ感染の危機というのはまだ引き続き、あの続くかと考えております。その職員さんのリスクがですね。

その中におきまして、この措置自体、私も当然必要だと思ってます。

ただ今度逆に、その隊員さんも、もし感染をされたという場合につきましての考え方と致しましては、これは通常の消防職員の方の傷病程度とか、労災というような形で、これは万が一なった時には、対処されるという形になるでしょうか。

ここについて説明をお願いいたします。

(総務課長) 議長

(水落議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 支給基準等の今後の拡大についての考え方でございますが、今後の国の動きや第二第三の感染拡大の状況を勘案いたしまして、判断していくことになろうかと考えております。

現時点では、この支給基準について拡大させるというところは、現時点では想定はしておりません。

万が一、隊員が感染した場合の対応についてですけども、そういった場合の労働災害のところですけども、公務災害として認定されるというようなことは徐々に話が出てきておりますので、そういった部分も事象が起これば適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

(天野議員) 議長

(水落議長) 2番 天野議員

(天野議員) あの簡単ですが、要望だけと致しまして、くれぐれも状況的には、まだちょっと心配な懸念も残ってますので、隊員さんについては、常にマスクとか防護服とか対策は一定されてると思いますので、それでも隊員さんのやっぱり安全としっかり補償もしっかりとさせていただいて、市民の救助にも良くなっていただくということを求めます。

以上です。

(水落議長) ほかに質疑はございませんか

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第8号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(水落議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和2年大東四條吸消防組合議会第1回臨時会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中に頂きました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上

げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(水落議長) 本臨時会の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これもちまして、令和2年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご起立ください。

「礼」「ありがとうございました。」

どうもご苦勞様でした。

【閉会 14時26分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 水落 康一郎

1 番議員 児玉 亮

8 番議員 渡辺 裕